

次世代育児支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標 ① : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

< 対策 >

1. 休業前オリエンテーション

目標 ② : 病児保育を利用し、仕事と育児の両立を支援する。

< 対策 >

1. 院内託児所 365 日運営
2. 外部の病児保育を利用する際の、費用を負担
3. 外部の病児保育を利用する際の、出勤時間の設置

目標 ③ : 所定外労働時間を削減するための施策の徹底。

< 対策 >

1. 毎月の時間外労働の把握・分析
2. 変形労働時間の導入
4. 管理職への意識改革
5. 現場での雰囲気づくり

目標 ④ : 年次有給休暇取得の推進。

< 対策 >

1. 休暇取得状況の把握・見える化
2. 計画的な取得に向けての管理職員の意識改革

女性活躍推進法に基づく行動計画

医療法人 弘医会 福岡鳥飼病院は女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、下記の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 ①：結婚・出産・育児等の理由での退職者数を年間 5 名以下にする。

< 対策 >

1. 離職、退職ではなく、勤務形態の変更で働ける時間帯を考慮する
2. 院内託児所(365日運営)の利用推進
3. 外部の病児保育を利用する際の費用を負担
4. 外部の病児保育を利用する際の出勤時間の設置

目標 ②：すべての雇用区分において育児休業取得率・復職率 100%を維持する。

< 対策 >

1. 育児休業から復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修を行う
2. 男性の育児休業取得を促進し、間接的に女性の活躍を促進する
3. 担当者による制度の説明を行い制度の周知を図る。取得希望者に詳細な制度の説明を行う